

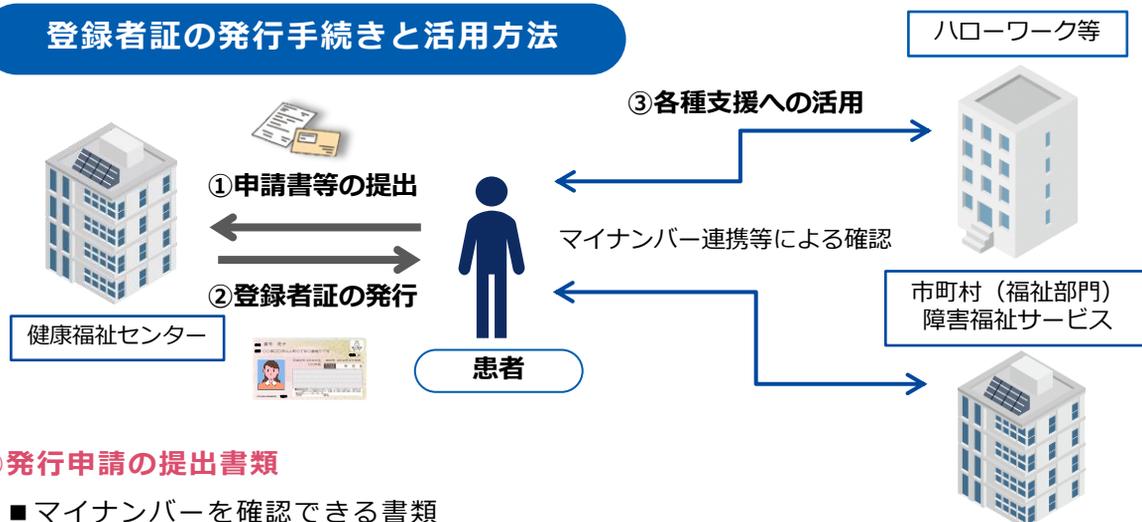
「登録者証」のご案内

2024年6月20日から、小児慢性特定疾病の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の制度が始まります。下記の手続きを参考に、登録者証の申請をご検討ください。

※登録者証とは？

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病患者であることを証明するものです。
(小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請と一体的に申請することを基本とします。)

登録者証の発行手続きと活用方法



①発行申請の提出書類

- マイナンバーを確認できる書類
(マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票等)
- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性特定疾病登録者証申請書
- 小児慢性特定疾病にかかっていることを証明する資料
(医療意見書、小児慢性特定疾病医療費受給者証(有効期間内のものに限る))

②登録者証の発行方法

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて紙により発行することも可能です。

③登録者証の活用方法

市町などの登録者証を活用できるサービスの窓口において、以下の方法により小児慢性特定疾病にかかっていることを証明できます。

- マイナンバーカードを提示
- スマートフォン等で、マイナポータルの「登録者証の資格情報」の画面を提示等
(紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です)

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

登録者証では医療費助成は受けられません。引き続き『医療費受給者証』の手続きは必要となりますので御留意ください。